

名家連ニュース

令和4年8月17日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.881号

◆◆ 障害年金受け取りやすく ◆◆

国が改正検討、25年に法案 「厚生」の支給要件緩和

一定の障害がある人が受け取れる国の障害年金制度で、支給要件が厳しいために少ない金額しか受け取れない人がいることから、厚生労働省は14日までに、金額が多い「障害厚生年金」を今よりも受け取りやすくする方向で検討を始めた。2025年に国会提出を目指す年金制度の改正法案に盛り込みたい考えで、今後具体策を審議会で議論する。実現すれば、障害年金の制度上、約40年ぶりの大きな変更となる。

障害年金には「障害基礎年金」と、上乘せ分に当たる「障害厚生年金」の2種類がある。障害の原因となった病気やけがで初めて医療機関にかかった「初診日」が重要で、初診日が国民年金の加入中だった場合は「基礎」、会社員や公務員で厚生年金の加入中だった場合は「基礎」と「厚生」が支給される。

だが、例えば会社員時代に病気になっても、深刻に考えず医療機関にかかったのが退職後だったり、会社を辞めて転職活動中に事故に遭ったりした場合、それまでどんなに長く厚生年金に加入していても、支給されるのは障害基礎年金だけになる。

支給額は最重度の1級の場合、基礎のみだと月約8万1千円。厚生は支給額は加入期間や給与によって異なるものの、基礎と合わせ月十数万円受け取れることが多い。また、障害が最も軽い3級では基礎は支給されないが、厚生は受け取れるというメリットもある。

初診日のわずかな違いで年金の有無や支給額が大きく左右される構造的な問題に対し、障害者からは改正を求める声が以前から上がっていた。厚労省は厚生年金の加入期間が一定以上ある場合や、退職から短期間の場合は、初診日が国民年金加入中でも厚生は支給を認めるといった案を検討する。

ただ、対象となるのは制度改正後の新規受給者で、現在の受給者には適用されない見通しだ。

初診日によって年金の種類が決まる仕組みは1985年改正の法律に基づいている。

障害年金制度に詳しい流通経済大の百瀬優(ももせ・ゆう)教授によると、スウェーデンでは退職後も1年間、ドイツでは2年間まで、日本の「厚生」に近い障害年金の支給対象になる。百瀬教授は「日本の制度は『基礎』と『厚生』の格差が大きく、不利益を被る人が出ないようにすべきだ。厚生年金から抜けた後、何年間までカバーするのかなどが論点になる」と指摘している。

(2022/8/14 共同通信 市川亨記者の記事より、一部を省略)

🌻🌻🌻🌻🌻🌻 名家連が主催するイベントのご案内 🌻🌻🌻🌻🌻🌻

精神疾患の基礎知識講座(連続6回)

生き生きと安心を持って生活するために
～家族だってわかってもらいたいことがある～

第1回 精神看護学とは何を教えているの？

～本人の気持ち大切にすること～

日時：9月3日(土) 14:00～16:00

会場：名古屋市総合社会福祉会館7階 大会議室

講師：愛知県立大学 看護学部 チーム精神

山田 浩雅先生・加藤 宏公先生・兒玉 善明先生



晴れときどき虹

7000人の声は教えてくれる

～精神科医療の進むべき道～

(全国アンケートの結果から)

日時：10月23日(日)13:00～16:00

会場：伏見ライフプラザ 5階 鯨城ホール

講師：夏苺 郁子 先生

(やきつべの径診療所 児童精神科医)

